



あなたを狙う

魔の手に ご用心！



(沖縄県司法書士会) 司法書士は、あなたの身近な法律家です。

現代の魔法？＝カード

カードってかっこいい？

有名ブランドのバックに新しい携帯電話、エステやレストランでの食事等、現金を持っていなくてもサイン一つで、あるいは、パスワード等を入力するだけで欲しい物が手に入る。さらに、カードにキャッシング機能がついていると、手軽に現金を借りることだってできる。カードって、何となくかっこいいですが…。

クレジットカードってどんな仕組み？

クレジット会員、ショップ、クレジット会社の三者契約です。会員は代金後払いでのショッピング等を楽しむことができるけど、使った分はクレジット会社に支払います。リボ払いだと手数料も支払わなければなりません。

カードを使うことは借金することと同じ！

カードで支払った買物やサービスの代金は、後日、手数料とともにクレジット会社に支払わないといけない訳ですから、クレジットカードを使うということは、借金をするのと同じことなのです。

カードの管理に気をつけて！

カードの磁気情報の読み取りや、カード番号の不正入手による被害が増えています。カードの管理と個人情報の取扱いに気をつけるとともに、おかしな点があればすぐにカード会社に連絡しましょう。

ご存知ですか？ ヤミ金

ヤミ金融業者とは？

ヤミ金融業者とは、正式な届け出をせずに、違法な金利(15~20%超え)でお金を貸して、暴力的にしつこく取立てをする悪質な業者のことを行います。

ヤミ金融業者が狙っている！

チラシやDM等で、気軽に利用できるような誘い文句で近づいてきます。話がうますぎたり、借りる前にお金を請求されたりしたら要注意です。絶対に利用しないようにしましょう。

ヤミ金は犯罪です。

勇気をもって相談を！

家族や職場には知られたくない。ヤミ金融業者は、そんな心理につっこみ、返済を強要し、更に被害を拡大させていきます。ヤミ金は犯罪です。こうした状況から脱するには一人で悩まず勇気をもって相談をして下さい。

『これくらいなら返せるや』と安易に思わないで!!

「毎月これくらいの返済額なら返せるや」と借りてしまったものの、あなたは利息の他元本がどれくらい減っているか、しっかりと把握できていますか？

毎月いくらの額を返済すれば借金はなくなるのか、見通しを持ち、誘惑に負けない意志力を！

「自分の収入のみでは返済ができなくなってきた。後でまとめて返そう」と借金返済のため別の業者から借金してしまうと、既に自分で返済できる範囲(返済能力)を越えた借金になってしまっているので、どんどん借金総額が膨らむことになります。

返すべき借金が膨らんてしまうと、自分自身のみならず家族にも大きな不安を与え、病気・離婚、ひいては尊い命までが犠牲になってしまうこともあります。ですから借金を安易に考えないでください！

60万円を年利18%で借りたら、いくら払う？A君は就職のため60万円の車を購入することになり、平成22年1月10日にその代金60万円を消費者金融から年18%の利息で、毎月1万円の支払いをするという条件で借金しました。

返 清 日	返済金	元金に充当される金額	利息に充当される金額	返済後残高
平成22年2月10日	¥10,000	¥828	¥9,172	¥599,172
平成22年3月10日	¥10,000	¥1,727	¥8,273	¥597,445
↓ 約13年後…				
平成34年12月10日	¥4,057	¥3,998	¥59	¥0
合 計	¥1,544,057	¥600,000	¥944,057	¥0

なんと完済するまで約13年間かかり、合計1,544,057円支払わなければなりません！

知って得する8カ条

1.使いみちを検討し無理な借入はしない

借りてまで必要なお金(品物)かどうか?社会人になると税金の支払い等生活に必要な出費がいくつも出てくるので優先順位を付ける必要があります。

2.支払い計画をきちんと立てる

「常時借りている状態」は最悪な事態です。貯金も無く生活にゆとりが無いと、いざというときに困窮します。

3.利息の確認(利息の制限は15%~20%)をする

利息制限法の上限金利は、元本10万円未満は年利20%・元本10万円以上100万円未満は年利18%・元本100万円以上は年利15%との制限となっております。

4.返済に困っても、返すための借金はしない

返すために借りると、どんどん雪だるま式に借金がふくらむことになります。

5.内緒にしない

借金をひとりで背負いこんだままでいると蒸発・自殺・病気へとつながっていきます。早めに専門家に相談し解決しましょう。

6.名義は借りない、貸さない。連帯保証人にはならない

お金は貸せないけれど、友人の連帯保証人になってあげた。自分のカードを貸してあげた(名義貸し)。誰もが「絶対、迷惑はかけない」といいます。よく考えてみるとなぜその友人は自分のカードを使わないのでしょうか?それは、経済的にゆとりが無い状態だからです。名義貸し・連帯保証人の責任は「実際」に借りた本人が支払えなくなると、あなたが返済の責任を負うことになります。

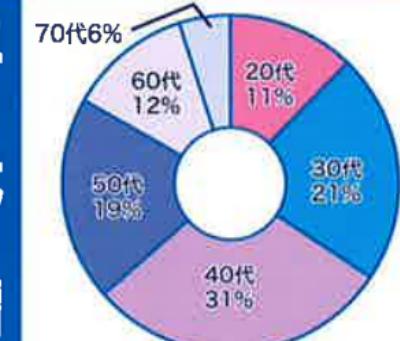
7.すべての契約書、領収書を必ず保管しておく

自分がした契約内容や、現在の支払い状況の確認をしたり、また専門家へ相談するときに必要になります。

8.給与や仕送りから、急な出費に備えての貯金を

貯金があれば、借金しないで安心した生活ができます。

自己破産率別 年代別



平成22年 沖縄県司法書士会調査

**若者を狙う
悪徳商法・詐欺**

**マルチ商法
(ネットワークビジネス)**



「甘い話」はあとが怖い!
 「友達の友達は皆友達」
 友人などを販売組織に勧誘し、商品を買わせます。マルチ商法は友達みんなをまき込みます。人間関係を悪化させる恐れも……。

アポイントメント商法



商品を売りつける意図を隠し、有利な条件を強調して、電話などで喫茶店や営業所に呼び出し、しつこく勧誘して商品やサービスの契約をさせるのです。

キャッチセールス



街頭でアンケート調査として呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行きます。契約を断りづらい雰囲気にして、言葉巧みに商品やサービスを契約させます。

**ワンクリック詐欺
架空請求**



サイト内の画像をクリックしただけで、利用料金を請求された。現代は、パソコンや携帯電話でのトラブルがいっぱい! 使った覚えのない有料サイトの情報料や利用料。ある日突然、請求がきます。裁判所や法律事務所名が書かれて書面で請求されることも。

“おかしい”と思ったら、冷静に考えてみましょう。

『ノー』といえる 消費者に

どんな契約書でもサインしたり、
印鑑を押すときは、よく考えよう!
でも、どんなに用心していても、相手は
その道(?)のプロ。もしも悪質商法・
詐欺のワナにはまってしまったら…?

★クーリングオフ制度

商品が送付されなかったり、欠陥があった場合に契約を解除してクレジットの支払いを拒否できますが、**契約書等を受領した日から8日間(マルチ・内職商法は20日)**であれば、業者との間で申込みまたは締結した契約を無理由・無条件で撤回・解除できます。

①営業所以外の場所での販売(店舗外での訪問販売、なお、キャッチ・アポイントメントセールス・S F(催眠)商法のように誘われて店舗等に行った場合も含みます。)
②電話勧誘による販売や、店舗契約であっても継続的なサー

ビスの提供契約(エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介)、仕事などで収入が得られる誘引して行う取引(内職商法)、個人を販売員として勧説し、さらに次の販売を勧説させるマルチ商法も含みます。

- ③原則商品を消費したりサービスの提供を受けていたとしても業者はその代金を請求することができません。既に払っている代金は返金されます。受け取った商品は返さなければいけませんがそのための費用は業者の負担です。
- ④上記の契約においてカード等を使用せず、クレジット契約を締結した場合、クレジット契約をクーリングオフして、クレジット業者から既に支払っている代金の返還が受けられます。これにより販売契約等についてもクーリングオフされたものとみなされます。

★契約締結にあたりウソを言われたり、業者が重要なことをわざと言わなかった場合、誤認による契約の取消やクレジット契約の取消ができる場合があります。

「お宅の水道水を飲んでいると将来病気になりますよ」とかシロアリなどいないので「シロアリが

おり、柱がやられていますよ」等、業者のセールストークにより誤認して契約を締結してしまったら。」

★未成年者の法律行為取消権

未成年者は、親権者の同意を得ていない売買などを取り消すことができます。なお、未成年者が積極的に成年であると偽った場合は取り消しすることができません。ただし、業者が未成年者に対して指示して年齢を偽らせた場合は取り消しが可能です。

●クーリングオフの方法

(簡易書留や内容証明郵便等、証拠が残る書面で通知する。)

郵便はがき	申込日(又は契約日) 平成〇年〇月〇日
左記日付の申込みは撤回し、または契約を解除します。支払済の〇〇〇円を返金し、商品をお引き取り下さい。 ●通知を出した年月日	個別クレジット契約の場合、信販会社には「クレジット契約を解除する」旨も同時に通知、クレジットカード使用の場合、カード会社には「販売契約はクーリングオフしたので払わない」旨も通知する。
●●● 営業店住所	申込日(又は契約日) 平成〇年〇月〇日
商品名	電話番号
株式会社 ○○○ 販売	●●● 営業店住所
○○○ 課行	商品名
○○○ 住 所	申込日(又は契約日) 平成〇年〇月〇日
○○○ 電話番号	電話番号
○○○ 契約者名 (フリガナ)	申込日(又は契約日) 平成〇年〇月〇日

各種相談窓口

もし、悪徳業者にひっかかってしまったら、
一人で悩まず、専門家に相談を! 全国どこにでもある
司法書士会、弁護士会、法テラス、消費者生活センターへ。

沖縄県司法書士会
那覇市おもろまち4丁目16番33号
098-867-3526